# 議案第54号

朝来市税条例の一部を改正する条例制定について 朝来市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。 平成30年11月28日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

## 提案理由要旨

地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)が公布されたことに伴い、市民税に係る非課税措置の所得要件の引上げ、基礎控除額に所得要件を創設すること等について、所要の条例整備をしようとするものです。

## 朝来市条例第 号

朝来市税条例の一部を改正する条例

朝来市税条例(平成17年朝来市条例第76号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第48条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第24条第1項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

- 10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。
- 11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。
- 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。 附則第10条の2第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、 同条第17項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第18項中 「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4 又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第36条の2第1項の改正規定及び附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
  - (2) 附則第10条の2の改正規定及び附則第3条の規定 平成31年4月1日
  - (3) 第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
  - (4) 第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定並びに第34条の2及 び第34条の6の改正規定並びに附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の朝来市税条例の規定中個人の市民 税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平 成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 前条第4号に掲げる規定による改正後の朝来市税条例の規定中個人の市民税に 関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の朝来市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項 までの規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の 法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適 用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事 業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間(以下「適用期間」という。)に地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

# 議案第54号資料

# 朝来市税条例新旧対照表

現 行

(市民税の納税義務者等)

第23条 市民税は、第1号の者に対して は均等割額及び所得割額の合算額<u>によって</u>、第3号の者に対しては均等割 額及び法人税割額の合算額<u>によって</u>、 第2号及び第4号の者に対しては均 等割額<u>によって</u>、第5号の者に対して は法人税割額<u>によって</u>課する。

(1)~(5) (略)

- 2 (略)
- 3 法人でない社団又は財団で代表者 又は管理人の定めがあり、かつ、令第 47条に規定する収益事業を行うもの (当該社団又は財団で収益事業を廃 止したものを含む。第31条第2項の表 の第1号において「人格のない社団 等」という。)又は法人課税信託の引 受けを行うものは、法人とみなして、 この節

\_\_\_\_の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(個人の市民税の非課税の範囲)

- 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。
  - (1) (略)
  - (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)
- 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額\_\_\_\_(その者が控

改正案

(市民税の納税義務者等)

- 第23条 市民税は、第1号の者に対して は均等割額及び所得割額の合算額<u>に</u> より 、第3号の者に対しては均等割 額及び法人税割額の合算額<u>により</u>、 第2号及び第4号の者に対しては均 等割額<u>により</u>、第5号の者に対して は法人税割額<u>により</u>課する。
  - (1)~(5) (略)
- 2 (略)
- 3 法人でない社団又は財団で代表者 又は管理人の定めがあり、かつ、令第 47条に規定する収益事業を行うもの (当該社団又は財団で収益事業を廃 止したものを含む。第31条第2項の表 の第1号において「人格のない社団 等」という。)又は法人課税信託の引 受けを行うものは、法人とみなして、 この節(第48条第10項から第12項まで を除く。)の規定中法人の市民税に関 する規定を適用する。

(個人の市民税の非課税の範囲)

- 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。
  - (1) (略)
  - (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)
- 2 法の施行地に住所を有する者で均 等割のみを課すべきもののうち、前 年の合計所得金額が28万円にその者 の控除対象配偶者及び扶養親族の数 に1を加えた数を乗じて得た金額<u>に</u> 10万円を加算した金額(その者が控

除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、

所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(調整控除)

第34条の6 所得割の納税義務者

\_\_\_\_については、その者の第34条の3 の規定による所得割の額から、次の各 号に掲げる場合の区分に応じ、当該各 号に定める金額を控除する。

- (1) 当該納税義務者の第34条の3第 2項に規定する課税総所得金額、課 税退職所得金額及び課税山林所得 金額の合計額(以下この条において 「合計課税所得金額」という。)が 200万円以下である場合 次に掲げ る金額のうちいずれか少ない金額 の100分の3に相当する金額
  - ア 5万円に、当該納税義務者が法 第314条の6第1号イの表の上欄 に掲げる者に該当する場合<u>においては</u>、当該納税義務者に係る同 表の下欄に掲げる金額を合算し た金額を加算した金額

イ (略)

除対象配偶者又は扶養親族を有する 場合には、当該金額に16万8,000円を 加算した金額)以下である者に対し ては、均等割を課さない。

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法 第314条の2第1項各号のいずれかに 掲げる者に該当する場合には、同条第 1項及び第3項から第12項までの規 定により雑損控除額、医療費控除額、 社会保険料控除額、小規模企業共済等 掛金控除額、生命保険料控除額、地震 保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡 夫) 控除額、勤労学生控除額、配偶者 控除額、配偶者特別控除額又は扶養控 除額を、前年の合計所得金額が2,500 万円以下である所得割の納税義務者 については、同条第2項、第7項及び 第12項の規定により基礎控除額をそ れぞれその者の前年の所得について 算定した総所得金額、退職所得金額又 は山林所得金額から控除する。

(調整控除)

第34条の6 前年の合計所得金額が

- 2,500万円以下である所得割の納税義 務者については、その者の第34条の3 の規定による所得割の額から、次の各 号に掲げる場合の区分に応じ、当該各 号に定める金額を控除する。
- (1) 当該納税義務者の第34条の3第 2項に規定する課税総所得金額、課 税退職所得金額及び課税山林所得 金額の合計額(以下この条において 「合計課税所得金額」という。)が 200万円以下である場合 次に掲げ る金額のうちいずれか少ない金額 の100分の3に相当する金額
  - ア 5万円に、当該納税義務者が法 第314条の6第1号イの表の上欄 に掲げる者に該当する場合<u>には</u> \_\_\_\_、当該納税義務者に係る同 表の下欄に掲げる金額を合算し た金額を加算した金額

イ (略)

- (2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額
  - ア 5万円に、当該納税義務者が法 第314条の6第1号イの表の上欄 に掲げる者に該当する場合<u>においては</u>、当該納税義務者に係る同 表の下欄に掲げる金額を合算し た金額を加算した金額

イ (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号の者 は、3月15日までに、施行規則 第5号の4様式(別表)による申告書 を市長に提出しなければならない。た だし、法第317条の6第1項又は第4 項の規定によって給与支払報告書又 は公的年金等支払報告書を提出する 義務がある者から1月1日現在にお いて給与又は公的年金等の支払を受 けている者で前年中において給与所 得以外の所得又は公的年金等に係る 所得以外の所得を有しなかったもの (公的年金等に係る所得以外の所得 を有しなかった者で社会保険料控除 額(令第48条の9の7に規定するもの を除く。)、小規模企業共済等掛金控除 額、生命保険料控除額、地震保険料控 除額、勤労学生控除額、配偶者特別控 除額

若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第

- (2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額
  - ア 5万円に、当該納税義務者が法 第314条の6第1号イの表の上欄 に掲げる者に該当する場合<u>には</u> \_\_\_、当該納税義務者に係る同 表の下欄に掲げる金額を合算し た金額を加算した金額

イ (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲 げる者は、3月15日までに、施行規則 第5号の4様式(別表)による申告書 を市長に提出しなければならない。た だし、法第317条の6第1項又は第4 項の規定により 給与支払報告書又 は公的年金等支払報告書を提出する 義務がある者から1月1日現在にお いて給与又は公的年金等の支払を受 けている者で前年中において給与所 得以外の所得又は公的年金等に係る 所得以外の所得を有しなかったもの (公的年金等に係る所得以外の所得 を有しなかった者で社会保険料控除 額(令第48条の9の7に規定するもの を除く。)、小規模企業共済等掛金控除 額、生命保険料控除額、地震保険料控 除額、勤労学生控除額、配偶者特別控 除額(所得税法第2条第1項第33号の 4に規定する源泉控除対象配偶者に 係るものを除く。) 若しくは法第314条 の2第5項に規定する扶養控除額の 控除又はこれらと併せて雑損控除額 若しくは医療費控除額の控除、法第3 13条第8項に規定する純損失の金額 の控除、同条第9項に規定する純損失 若しくは雑損失の金額の控除若しく は第34条の7第1項(同項第2号に掲 げる寄附金(特定非営利活動促進法第 2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

#### $2 \sim 9$ (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務が ある法人は、法第321条の8第1項、 第2項、第4項、第19項、第22項及び 第23項の規定による申告書

を、同条第1項、第2項、第4 項、第19項及び第23項の申告納付に あってはそれぞれこれらの規定によ る納期限までに、同条第22項の申告納 付にあっては遅滞なく市長に提出し、 及びその申告に係る税金又は同条第 1項後段及び第3項の規定により提 出があったものとみなされる申告書 に係る税金を施行規則第22号の4様 式による納付書により納付しなけれ ばならない。

 $2 \sim 9$  (略)

2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により 控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

#### $2 \sim 9$ (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務が ある法人は、法第321条の8第1項、 第2項、第4項、第19項、第22項及び 第23項の規定による申告書(第10項及 び第11項において「納税申告書」とい う。)を、同条第1項、第2項、第4 項、第19項及び第23項の申告納付に あってはそれぞれこれらの規定によ る納期限までに、同条第22項の申告納 付にあっては遅滞なく市長に提出し、 及びその申告に係る税金又は同条第 1項後段及び第3項の規定により提 出があったものとみなされる申告書 に係る税金を施行規則第22号の4様 式による納付書により納付しなけれ ばならない。

### $2 \sim 9$ (略)

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係

附則

(個人の市民税の所得割の非課税の範 用等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課 すべき者のうち、その者の前年の所得 について第33条の規定により算定し た総所得金額、退職所得金額及び山林 所得金額の合計額が、35万円にその者 の控除対象配偶者及び扶養親族の数 に1を加えた数を乗じて得た金額 (その者が控除

対象配偶者又は扶養親族を有する場 合には、当該金額に32万円を加算した 金額)以下である者に対しては、第 23条第1項の規定にかかわらず、所得 割(分離課税に係る所得割を除く。) を課さない。

2、3(略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例 で定める割合)

第10条の2 (略)

 $2 \sim 15$  (略)

- 16 法附則第15条第44項に規定する市 町村の条例で定める割合は3分の1 とする。

手続用電子情報処理組織を使用し、か つ、地方税共同機構(第12項において 「機構」という。)を経由して行う方 法その他施行規則で定める方法によ り市長に提供することにより、行わな ければならない。

- 11 前項の規定により行われた同項の 申告については、申告書記載事項が記 載された納税申告書により行われた ものとみなして、この条例又はこれに 基づく規則の規定を適用する。
- 12 第10項の規定により行われた同項 の申告は、法第762条第1号の機構の 使用に係る電子計算機(入出力装置を 含む。) に備えられたファイルへの記 録がされた時に同項に規定する市長 に到達したものとみなす。

附則

(個人の市民税の所得割の非課税の範 囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課 すべき者のうち、その者の前年の所得 について第33条の規定により算定し た総所得金額、退職所得金額及び山林 所得金額の合計額が、35万円にその者 の控除対象配偶者及び扶養親族の数 に1を加えた数を乗じて得た金額に 10万円を加算した金額(その者が控除 対象配偶者又は扶養親族を有する場 合には、当該金額に32万円を加算した 金額)以下である者に対しては、第 23条第1項の規定にかかわらず、所得 割(分離課税に係る所得割を除く。) を課さない。

2、3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例 で定める割合)

第10条の2 (略)

 $2 \sim 15$  (略)

- 16 法附則第15条第43項に規定する市 町村の条例で定める割合は3分の1 とする。
- 17 法附則第15条第45項に規定する市 17 法附則第15条第44項に規定する市

町村の条例で定める割合は3分の2とする。

18 法<u>附則第15条第47項</u>に規定する市 町村の条例で定める割合は零とする。

### 19 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等 を譲渡した場合の長期譲渡所得に係 る市民税の課税の特例)

#### 第17条の2 (略)

### 2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

町村の条例で定める割合は3分の2とする。

18 法<u>附則第15条第46項</u>に規定する市 町村の条例で定める割合は零とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等 を譲渡した場合の長期譲渡所得に係 る市民税の課税の特例)

### 第17条の2 (略)

## 2 (略)

19 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。